

2018年6月18日

農林水産省農村振興局長様
都道府県知事様
政令指定都市市長様
各報道機関様
日本市民農園連合会員様
各地域市民農園協会会員様
市民農園に強い関心をお持ちの皆様

日本市民農園連合会長
NPO法人千葉県市民農園協会理事長
恵庭市民農園協会会長
日本市民農園連合静岡県連絡会会長
NPO法人長崎さんさん21理事長

2018年度市民農園コーディネーター認証事業の実施について
(ご案内)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、私ども市民農園団体は、地域における市民農園の実践的な指導者を認証する市民農園コーディネーター認証事業を、平成17年度から実施しておりますが、本年度の試験日を11月25日(第4日曜日)に設定し実施することとしましたのでご案内申し上げます。

この試験は、1日の日程で所定の試験を受けることが出来る方であれば、どなたでも受験できます。また、試験に合格した方々に対しては、ご本人からの申請により「市民農園コーディネーター」の資格認証を行います。

試験の実施に関する具体的な事項については、別紙の「2018年度市民農園コーディネーター資格試験実施について(公示)」のとおりとします。

敬具

別紙

2018年度市民農園コーディネーター資格試験実施について（公示）

日本市民農園連合
NPO 法人千葉県市民農園協会
恵庭市民農園協会
日本市民農園連合静岡県連絡会
NPO 法人長崎さんさん 21

日本市民農園連合及び地域市民農園協会は、市民農園の開設および運営、市民農園利用、市民農園間のネットワーク化に取り組むにあたり、市民農園に対する正しい理解と知識を有する人材を発掘・育成し、それらの人々の実践的な活動により市民農園の定着・発展を進めるため、市民農園コーディネーター資格制度を設け、有資格者を認定します。本年度の実施は次のとおりとします。

1 試験日：2018年11月25日（第4日曜日）

10時00分～11時30分：鑑定試験 50問

12時45分～14時30分：解答（択一）・記述試験 100問

15時30分～17時00分：論文試験 5問から3問を選択し解答する。

2 試験会場：千葉市生涯学習センター（千葉県千葉市中央区弁天3-7-7）

※ 試験会場および試験日に関する特別措置

受験申込者が千葉市生涯学習センターから遠く離れた地域に多数存在し、地域市民農園協会あるいは前記4団体と協働して試験を運営できる機関・団体が、この案内に記載している試験日（11月12日）またはその前後に試験日を設定し、試験会場を用意できる場合には、特別に会場および試験日を設けて実施することがあります。この場合には、関係する受験申込者に、別途ご案内します。

3 試験の内容

試験は、記述を含む択一解答試験、鑑定試験、論文試験の3種類の試験からなります。

記述を含む択一解答試験とは、出題の大半の問題においては、用意された4つの答案から正答を選ぶもので、出題の一部では、問題の文中の空欄に正答となる単語か短文を記入していただくものがあります。出題は100問です。

- 鑑定試験とは、写真を使った出題に対して解答していただくもので、解答試験と同様に用意された4つの答から正答選ぶものです。出題は50問です。
- 論文試験とは、市民農園に関する地域の実践的なリーダーとして、市民農園を開設したい人・市民農園を利用したい人・市民農園を続けていきたい人・市民農園を活用していきたい人などから質問されたり相談されたりした場合の助言・指導等の対応を文章で答えていただくものです。5問の出題の中から3問を選択して解答します。

試験の出題内容は、①市民農園の基礎知識、②市民農園の歴史、③市民農園の機能、④日本の市民農園・世界の市民農園、⑤市民農園の開設・市民農園の利用、⑥市民農園における野菜・花の栽培、⑦実技または鑑定、⑧市民農園の活用に関する見解（開設または利用に関する論文）を内容とします。本協会が編集した市販単行本「市民農園のすすめ」及び野菜・花の栽培の基本をマスターし、市民農園の開設や利用を希望する人々への適切な助言が出来れば合格する内容となります。

なお、試験の採点配分は、原則として、択一・記述解答試験を100点、鑑定試験および論文試験をそれぞれ50点ずつとし、合計200点に対して140点を合格基準とします。

4 受験の受付及び受験料

- (1) 受験の受付期間：2018年9月01日～11月10日
- (2) 受験資格：特に資格を問いません。
- (3) 受験の申込み及び受験料：原則として、郵便振替口座に(4)の受験料を振込み、そのコピーを別に定める申込書に添付して、郵送で申し込みます。
- (4) 受験料：一般4,000円
 会員3,000円（日本市民農園連合及び地域市民農園協会）
 学生2,000円

5 合格の発表及び資格認証料

- (1) 合格者の発表：2019年1月10日とし、受験者にこの日以降に順次郵送でお知らせします。
- (2) 認証の手続き：認証を求める合格者は、原則として、速やかに認証料を郵便振替口座に振込み、そのコピーを添付して認証状の交付を求めます。
- (3) 資格の認証料は、2,000円とします。
- (4) 認証状の交付：原則として、合格発表後1ヶ月程度を目安として会議を開催し、認証状の交付を行うとともに市民農園コーディネーターのスタートとして基本研修を行います。この会議の参加に要する旅費等の費用は参加者の負担となりますが、会議開催に要する費用は千葉県市民農園協会が負担します。なお、ご都合等によりこの会議に参加できない認証者には、会議終了から1ヶ月の間に市民農園コーディネーター認証状および市民農園コーディネーター証をお送りします。

6 資格の喪失

市民農園コーディネーターの資格は、原則として無期限に継続します。ただし、本人から資格の解消を請求された場合およびあきらかに市民農園コーディネーターの評価を傷つける行為を行った場合には、原則として資格を喪失します。

7 受験予定者等の受験準備に対する協力

公共機関団体、市民農園関係団体、農業・市民農園・地域社会等関連団体・企業・その他市民グループ等で、市民農園コーディネーター資格を有するものを養成・確保したいと望まれる場合には、受験予定者に対する研修会等に対して、千葉県市民農園協会が協力する場合があります。その協力の内容等については、次の各項を参考に、協力を求める方々の責任者と千葉県市民農園協会が協議して決めます。

- (1) 社会貢献活動を目的として非営利の活動で取り組む団体や個人が会場を準備して講師を要請する場合：講師謝礼は無償としますが、会場が講師等協力者の生活圏を超える場合には交通費を主催側が負担します。
- (2) 社会貢献活動を目的として非営利の活動で取り組む団体が、外部から事業を導入して取り組む場合：事業の中で会場を設営し、事業内基準の講師謝礼と交通費を、要請する側が負担します。
- (3) 協力を要請する団体等が人材を養成・確保していく等のために研修会等に取り組む場合：社会通念上適正な水準の講師謝礼、交通費を、要請する側が負担します。
- (4) 企業活動等の営業の中で行う場合：社会通念上適正な水準の資料費、講師謝礼、交通費を、要請する側が負担します。

8 資格取得者の活動と支援

市民農園コーディネーターの資格を取得した方は、市民農園の開設および運営、市民農園の利用、市民農園及びその活動のネットワーク化等を実践的に助言・指導していく方たちです。このため、その活動を、市民農園マスターおよび NPO 法人千葉県市民農園協会等市民農園団体が、市民農園コーディネーターと協議して合意のもとで支援していきます。

[連絡先] 千葉県市民農園協会（会長：廻谷義治 Tel. : 043-287-2364）

〒263-0016 千葉市稲毛区天台 4-3-3-203

市民農園コーディネーター資格制度実施要領
(平成17年6月制定、平成27年6月改定)

日本市民農園連合
NPO 法人千葉県市民農園協会

1 趣旨

今日に続く市民農園がわが国に生まれて以来、40年以上が経過し、市民農園整備促進法が制定されてからも25年以上を経ている。そして、統計的な市民農園の数は6,000を超えているが、市民農園利用者の組織化は遅れ、市民農園間のネットワーク化も十分には進んでいない。また、市民農園に対する正しい理解の普及も十分とは言えず、関係者間の理解にズレの生じることも見られる。また、欧米諸国に比べ、市民農園利用の普及の度合いは低い。さらに改革民営化の動きと共に、市町村が開設した市民農園の運営管理を、その農地の所有者である農業者に移す動きが見られ、そのノウハウや受け入れ準備が整っていないための混乱も見られる。

このような背景の下で、日本市民農園連合（別名：日本クラインガルテン研究会。以下「連合という。）及び特定非営利活動法人千葉県市民農園協会（以下「協会」という。）は、市民農園に対する正しい理解を普及し、市民農園の定着・発展を進めるため、市民農園間のネットワーク化に取り組むとともに、その効果的な展開のため、実践的な担い手として、市民農園コーディネーター資格制度を設け、市民農園に関する基本的な知識とノウハウを身につけた優れた人材を育成することとした。

2 制度の目的

一定の水準以上の市民農園に関する知識を有する者に対して、市民農園の開設、運営、普及を推進し、個々の市民農園にあっては、利用者が適切な、効果的な利用あるいは栽培等ができるように助言するコーディネーターとしての資質水準を、所定の方法で判定し、連合及び協会認証の資格所有者として認定するものである。さらに、資格を認定された者により、スムーズな市民農園の開設と運営、利用を促進し、市民農園間のネットワーク化を推進していくための制度である。

3 資格の名称

この制度による資格の名称は、連合及び協会認定「市民農園コーディネーター」という。

4 資格取得の条件

この資格は、連合又は協会が行う判定により、次の分類項目における知識・技術等が総合で70%、各分類項目において50%を超える評価を得た者が取得するものとする。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① 市民農園の基礎知識 | ② 市民農園の歴史 |
| ② 市民農園の機能 | ④ 日本の市民農園、世界の市民農園 |
| ⑤ 市民農園の開設、市民農園の利用 | ⑥ 市民農園における野菜・花の栽培 |
| ⑦ 実技または鑑定 | ⑧ 市民農園の活用に関する見解 |

5 資格取得の方法

この資格を取得しようとする者は、この項の(3)に定める認定試験を受け、4に定める条件を満たしたことを連合及び協会が認めなければならない。また、認定試験の受験資格についても、特に条件を設けない。

なお、この認定試験を受けるために、前項の基本項目の知識・技術等を習得しようとするものが、その機会を設けようとする場合には、基本的にはそのものの費用負担の下で、

(1) および(2)の研修会・講習等の学習の機会を設けることは可能である。その場合には、日本市民農園連合および協会等は、公平な立場の下で、情報の提供や機会を設けるためのノウハウ提供等の協力を可能な限り行うこととする。

- (1) 研修会：協会が従来行っていた、協会編集の「市民農園のすすめ」を主たるテキストとした研修会のようなものが考えられる。学習の機会を求めるものが開催しやすい様々な形態の機会がある。
- (2) 実技講習：学習の機会を求める者が活用できる市民農園で開催することが望ましいと考えられる。受講者の一定数がまとまるようであれば、協会が“入園利用”している萩台市民農園を活用することも可能である。
- (3) 認定試験：資格取得の認定を行う試験は、4の①から⑥に関する基本知識認定試験（正答選択及び名称・単語・熟語の記入）及び⑦に関する判定試験並びに⑧に関する論文試験とする。試験の開催日及び会場等は、別に定める。

なお、⑦に関する判定試験は、農業改良普及員または野菜栽培に関する試験研究機関に複数年在籍したことを証明された者は、協議により試験を免除されることがある。

6 資格の継続期限

取得した資格の継続期間は、原則として、生涯の期間とする。

7 合格の発表、有資格の証明及び資格の更新・喪失

- (1) 合格の発表：認定試験の成績に研修会あるいは実技講習の受講実績に基づく評価加算を加えた評価が4に定める条件を満たしている者に対して、連合及び協会は合格者と認定し、合格者の発表を原則として1月10日付けで行い、本人には発表から15日以内に通知することとする。
- (2) 有資格の証明：合格の通知を受け、資格の認証を求める者は、速やかに所定の認証料を払込み、払込み済みを証明するものを添付して認証書の交付を求める。交付を求められる期間は原則として発表から50日以内とする
- (3) 認証書の交付：認証書の交付を求める合格者に対し、合格発表後60日以内を目安として認証書を交付する。交付の方法は、別に定める。

(4) 資格の期間と喪失：合格後に交付される資格の期間は、原則として、生涯とする。

資格を有する者は、その資格に相応しい資質を備えることが求められるので、連合及び協会は有資格者の資質の維持・向上に努めることとし、毎年自己研鑽の場を設け、自らの資質向上の取り組みに対して、可能な範囲で支援することとする。

8 有資格者の活動

資格の取得者は、この制度の目的に沿って活動を行う。その活動は、基本的にはボランティアであるが、その資質を評価されて団体や企業等で資格を活用されることは、連合および協会の名誉を傷つけない限りにおいては奨励されることである。

連合又は協会は、有資格者と連合または協会の合意のうえで、有資格者の活動を支援することとし、必要に応じて、有資格者の氏名を公表する。また、連合又は協会の活動の一端を専門家として委任することがある。さらに、外部からの講師等の要請に対し、要請側との合意のうえで、講師等としての活動を依頼することがある。

有資格者の資格に基づく活動に対する講師謝礼等の費用については次の通りとする。但し、この活動はボランティア的社会活動の性格を有する場合が多いので、例えば農業者等からの相談に対するアドバイス程度のことは無償で対応する等、要請側の立場・状況を斟酌して決めることとする。

- ① 有資格者が直接受けた個別対応要請の場合は、有資格者自身の判断と対応で決定する。この場合は、事後報告を協会に行う。
- ② 連合または協会の斡旋・紹介で有資格者個人の対応とする場合は、原則として、要請者・有資格者・斡旋者の3者が協議して決定する。
- ③ 連合または協会が要請を受けて派遣する場合は、原則として、有資格者の社会的評価水準及び要請側の有する基準並びに本人の希望をもとに、協会の事務費を加えた額を3者で協議して決定する。
- ④ 連合または協会が主催あるいは共催する行事の場合は、その行事が規定するところによるものとする。

9 費用

この制度を運営するに要するそれぞれの費用は、別に定めるものとする。

10 その他

この制度の充実のため、連合及び協会は有資格者の組織化をはじめとする諸問題に取り組むこととする。

また、この制度は協会が実施を分担して開始するが、連合の会員である都道府県の市民農園連合組織（市民農園協会等）が実施の体制を整えた段階で、それぞれが分担し、実施会場を各地域に拡大していくものとする。

11 各都道府県等の組織強化に関連するこの制度の特例

各都道府県等の地域で市民農園連合組織の組織整備に取り組んでいる地域、この制度の実施を計画している地域において、その地域を統括するリーダーが早急に資格を取得することが望ましいと判断された場合、そのリーダーが連合または協会の会員である場合に限り、関係者の協議に基づき、規定の方法に準じて協会が試験を実施し、資格を認証できることとする。なお、実施場所についても、その地域を包含する地方（*）にこの制度を実施している市民農園連合組織が無い場合には、その地域とすることができる。

*1 地方とは、2018年4月現在、東北、北陸、静岡県を除く東海、近畿、中国、四国、九州である。

* 北海道、東北のうち宮城県、東海のうち静岡県および九州のうち長崎県には、既に資格認証済みリーダーが誕生しているため、[*1]からこの地域は原則として除外される。